

令和5年11月第137回内子町議会臨時会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和5年11月2日（木）
○開会年月日 令和5年11月2日（木）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（12名）

2番	塩川まゆみ君	3番	関根律之君
4番	向井一富君	5番	久保美博君
6番	森永和夫君	7番	菊地幸雄君
8番	泉浩壽君	10番	山本徹君
12番	下野安彦君	13番	林博君
14番	山崎正史君	15番	寺岡保君

○欠席議員（2名）

1番	城戸司君	9番	大木雄君
----	------	----	------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	教育長	林純司君
学校教育課長	亀岡秀俊君		

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	前野良二君	書記	本田紳太郎君
------	-------	----	--------

○議事日程（第15号）

日程第1 会議録署名議員の指名

_____番 _____番

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和5年11月2日

会期

1日間

至 令和5年11月2日

日程第3 招集あいさつ

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第5 議案第78号 第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約について

○本日の会議に付した事件
日程第1から日程第5まで

午前 11時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員12名であります。欠席届が、大木雄議員、城戸司議員から提出されております。ただ今から、令和5年11月第137回内子町議会臨時会を開催いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長、学校教育課長の3名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、山崎正史議員、15番、寺岡保議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、去る10月20日開催の議会運営委員会において本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとしております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第15号）の通りであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（久保美博君） 「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第137回令和5年11月内子町議会臨時会を招集

いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日まで美しく黄金色に染まっていた田んぼは稲刈りが終わり、里山の風景は晩秋の装いへと姿を変え、朝夕冷え込んで参りました。小田深山溪谷では紅葉の見ごろがこれから最盛期を迎え、明日からの3連休には多くの方が訪れてくるものと期待をしているところでもあります。また、実りの秋に感謝し、町内各所で秋まつりが行われました。コロナ禍で自粛されていた神輿渡御や獅子舞なども多くの地域で再開されるなど、久しぶりに賑やかなお祭りとなったのではないのでしょうか。

一方、内子座では、10月14日に「内子こども狂言くらぶ」の成果披露公演が行われ、たくさんの方に観劇いただきました。内子町のオリジナル狂言「かみあそび」は、内子の木蠟生産、五十崎の凧揚げ、小田の登貴姫伝説のほか、立川神楽の舞が今回初めて取り入れられ、より迫力と躍動感のある舞台へと仕上がっております。稽古を重ねた子どもたちが一生懸命、また堂々と狂言を演じる姿を見て頼もしく感じたと同時に、確実に伝統芸能が内子町に根付いていることを実感したところです。この活動に関わってきた子どもたち、大人の部と一緒に活動している皆様、そして何より、いつも熱心にご指導いただいている大蔵流狂言師の茂山千三郎先生をはじめ、関係者の皆様へ感謝を申し上げます。

また、29日から3日間、内子運動公園野球場において静岡県や佐賀県など、全国各地から6チームの選手、大会関係者、運営スタッフ、運営ボランティア等、延べ約1,000名にご参加いただく中、「ねんりんピック愛顔の愛媛2023軟式野球交流大会」を開催し、おもてなし溢れる大会とすることができました。その詳細につきましては、12月議会定例会においてご報告させていただく予定でございます。

さて、この先も町内では文化祭をはじめ、「福祉館まつり」や「小田川シクロクロス in うちこ」など、様々なイベントが目白押しでございます。ぜひ議員の皆様もご参加いただき、地域の皆様や参加者と交流していただきたいと考えているところです。

さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、専決処分の報告1件、工事請負契約1件の合計2件でございます。それぞれの案件につきましては、後程ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつを終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（久保美博君） 「日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第12号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をした議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「報告第12号 専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1の1ページをお願いいたします。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、町職員が草刈機を使用して作業中に石を跳ね、通行中の自動車の窓ガラスを破損した事故に伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。事故の概要でございます。令和5年9月7日、木曜日、午前7時40分頃より、役場本庁裏の職員駐車場の草刈作業を職員が行っておりました。その後、草刈作業を終了し、道具などを片付けるため本庁舎へ移動をしておりましたところ、本庁中庭駐車場南側の県道56号内子河辺野村線の歩道や歩道と車道を分離する縁石付近に雑草が生えていたため、本来、町の管理ではございませんけれども、少量であったため草刈機を使用して作業を行いました。自動車や自転車、歩行者には注意をし、往来がある際には中断しながら作業を行っておりましたが、草刈機の音で背後からの車両に気づかず、午前8時25分頃、通行しておりました車両の窓ガラスに当たり、破損をさせたものでございます。幸いに、運転手などに人的被害はございませんでした。町の負担で窓ガラスを修繕することで合意をし、謝罪を受け入れていただきました。

なお、損害賠償の額は3万9,600円でございます。9月11日に所領の修理が完了したとの連絡を受けたことから、22日に町と自動車所有者との間で示談書を取り交わしていただき正式に和解が成立したため、同日付けで町長の専決処分を行ったものでございます。

今回の事故は、当初予定していない比較的交通量の多い場所であったにも関わらず、ごくわずかな草の量であったため注意しながら作業すれば大丈夫と考え、十分な安全対策をとらず作業をしたことが原因でございます。今後は飛び石の可能性を十分考慮し、自動車や自転車、人の往来のある道路や住居などに面した場所では数人で作業をするとともに、防護ネット等を使用しこれまで以上に緊張感をもつと共に、最新の注意を払い、他の除草方法なども検討しながら再発防止に努めて参ります。誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第12号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。よろ

しくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することとします。

日程第5 議案第78号 第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第5 議案第78号 第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第78号 第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約」につきましては、10月19日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第78号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約について」ご説明いたします。

議案書1の3ページをお願いいたします。まず提案の理由でございますが、10月19日に入札を執行し決定した落札業者と仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず契約の目的でございますが、「第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負」でございます。

契約の方法につきましては、6社による指名競争入札による契約でございます。

契約金額は6,402万円で、落札率につきましては99.78%でございます。

契約の相手方は、喜多郡内子町内子2077番地、株式会社山本建設代表取締役、長岡健次でございます。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和6年3月25日の予定でございます。

以上、「議案第78号 第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約につ

いて」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

これより「議案第78号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の主旨、目的に沿って適切に執行して参ります。

さて、国の方では10月20日に臨時国会が召集され、物価高騰対策や経済対策等について本格的な論戦が展開されており、所得税の減税や非課税世帯等への給付金が検討されている中、本日11月2日の閣議決定を目指すというような報道がなされております。どういった政策が打ち出されるのか国の動向を注視したいと考えているところであります。

さて、議員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き、町、行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年11月第137回内子町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第137回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 12	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）	R5.11.2	R5.11.2	原案可決
議案 78	第77号 五十崎小学校プール改修工事に係る工事請負契約について	R5.11.2	R5.11.2	原案可決